

【ご紹介】建築基準法施行令・施行規則・告示の改正について

2018年6月に公布された改正建築基準法の施行がせまっております。
改正内容に関連する政省令・告示などの内容について、国交省の説明会※1が行われ、新たな性能評価の区分が設けられる見込みです。その概要を下表に示します。

60分を超える準耐火構造とすることで『耐火建築物(耐火構造)』としなくてもよい建築物ができます。

今回の改正によって、耐火構造のハードルが高い『木造部材』が60分を超える準耐火構造として使用できる可能性が高まります。

本改正に併せ、60分を超える準耐火構造などの新区分に対応した内容の業務方法書の改訂を行っております。業務方法書の改定内容が定まりましたら、改めてご案内いたします。

※1:H31.2.25時点における検討案

	規制対象	主要構造部に対する要求性能				
		ルート	3階	4階	5階	
法第21条 第1項	階数4以上※1の木造建築物 ※1:階数3以下であっても高さ16m超であれば対象	現行規定	—	1時間耐火	2時間耐火	
		見直し後	—	約75分準耐火	約90分準耐火	
法第21条 第2項	延べ床面積3,000㎡超の木造建築物	現行規定	1時間耐火	1時間耐火	2時間耐火	
			3,000㎡ごとに90分耐火構造の壁等で区画			
法第27条 第1項	階数3以上の法別表第一に掲げられた特殊建築物	現行規定	1時間耐火	1時間耐火	2時間耐火	
		見直し後	60分準耐火	約75分準耐火	約90分準耐火	
法第61条	防火地域の建築物	外壁	現行規定	1時間耐火+20分窓	1時間耐火+20分窓	2時間耐火+20分窓
			見直し後 (物販店舗の例)※2	約90分準耐火+30分窓	検討中	検討中
		間仕切壁、柱など	現行規定	1時間耐火	1時間耐火	2時間耐火
			見直し後 (物販店舗の例)※2	60分準耐火	検討中	検討中

※2:共同住宅の場合は100㎡ごと、物販店舗・事務所の場合は500㎡ごとに、準耐火構造の床・壁又は防火設備による区画が必要。

建築基準整備促進事業についての報告会

平成30年度 建築基準整備促進事業についての報告会が、4月24日及び25日に「すまい・るホール（東京）」にて開催されました。
公開資料については、改めて紹介させていただきます。

防火設備の構造方法を定める件及び特定防火設備の構造方法を定める件

前回のメールマガジンにてご紹介した標記の告示改正案が、平成31年3月29日公布・施行されました。
以下のページにて告示改正の概要及び新旧条文並びに技術的助言が掲載されております。

☆報道発表ページ

http://www.mlit.go.jp/report/press/house05_hh_000779.html

☆建築基準法の告示改正のページ

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000096.html

平成30年改正建築基準法に関する説明会

平成31年2月26日～3月4日にかけて標記の説明会が開催されました。
説明会にて使用されたテキスト及び説明動画が以下のページにて紹介されております。

<https://krs.bz/koushuu-setsumeikai/m/30kaiseikijyunhou2>

屋根の飛び火試験装置の新規導入について

屋根の飛び火試験に使用する試験装置を新たに導入しました。従来の送風機よりも安定した送風を行うことができるようになり、試験精度が向上しております。
また、試験場所も池田事業所に移動になりました。今後も試験品質の向上に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

○試験装置外観



○性能

吹き出し口風速分布	±0.2m/s (以前の装置：±0.5m/s (実測値))
吹き出し高角度調整	0° ～30° 無段階調整
吹き出し口最大風速	7m/s (実測値)

装置の製造は、風洞システムを多く手掛けている本田工業(株)に依頼しました。

本設備については同社のHPでも紹介されております。

http://www.h-dynamics.com/01_06.html

【ご紹介】鋼柱・鋼梁の鋼種選定について

鋼柱・鋼梁の性能評価では、荷重支持部材の鋼種は高温時の強度低下が大きい490N級鋼材を試験体に選定し、試験に合格することで400N級鋼材の鋼種も申請仕様に含めることができます。

一方で、□-150やH-150などの小断面部材は490N級鋼材を市場から調達することが困難であり、400N級鋼材で試験を実施せざるを得ない場合も多いため、これまでは400N級鋼材で試験を実施した際には490N級鋼材の板厚を局部座屈が生じない厚さまで大きくすることで申請仕様として認めてきました。

この度、鋼柱・鋼梁の過去の試験時の破壊温度等から座屈に対する安全性を検討した結果、鋼材最高温度が500℃を超えなければ座屈に至らないことが確認できたため、鋼種の申請仕様を下表のとおり見直すことになりました。

評価試験体の鋼種	評価試験の結果	認められる鋼種
400N級鋼材	最高鋼材温度が500℃ 超え で合格	400N級鋼材、490N級鋼材 (490N級鋼材の板厚は局部座屈が生じない寸法以上とする)
	最高鋼材温度が500℃ 以下 で合格	400級材、490N級鋼材 (板厚は試験で確認された寸法以上とする)
490N級鋼材	合格	

今後は400N級鋼材の試験であっても、試験時の最高鋼材温度が500℃以下であれば490N級鋼材も同一板厚で認められることになります。詳細はGBRCの防耐火構造の担当までご確認ください。

【編集後記】

新たな時代「令和」が始まります！平成生まれの私は寂しい気持ちです。皆さまはどのような気持ちでしょうか。また、私は4月から一人暮らしを始めました。新たな生活、新たな部署、そして新たな時代と、ワクワクと不安でいっぱい社会人2年目ですが、1年目の気持ちを忘れず精進して参ります！！

さて、今年度では、より一層試験業務、大臣認定取得業務に励み、皆さまのご希望に沿えるよう努力致しますので、新たな時代「令和」でもGBRCを何卒宜しくお願い致します。

【スケジュール】性能評価委員会

2019年5月から9月の防耐火関係の委員会開催日程（予定）は下表のとおりです。GBRCのホームページでもご確認いただけます。（https://www.gbrc.or.jp/building_confirm/committee/）

	5月	6月	7月	8月	9月
防耐火構造部材 性能評価委員会	8日 22日	12日 26日	10日 24日	13日 28日	11日 25日
防火材料 性能評価委員会	24日	26日	未定	未定	未定

【認定情報】大臣認定期間

2019年4月現在、大臣申請から約1.5ヶ月後に認定書が交付されています。

大臣申請については『GBRCによる代理申請』又は『自社申請』が選択できます。



- 代理申請：
お客様に代わって、大臣認定の申請に精通したGBRC職員が、申請時の説明や申請後の国交省からの問合せ等に対応いたします。
交通費等負担金として、1件あたり、1万5千円を頂戴します。
- 自社申請：
お客様が自ら申請を行います。
申請後、認定書が交付されましたら下記担当者までご一報ください。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所
建築確認評定センター 性能評定課(池田事業所)
担当：豊田、門岡、正木、尾碕(防耐火構造、防火設備)
高山、正木(防火材料、飛び火)
TEL:072(768)8201 FAX:072(768)8215
E-mail:seinou2@gbrc.or.jp